

「地方公共団体の財政の健全性に関する比率」の算定結果について
(令和3年度決算)

令和4年10月

政策経営部財政課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る比率について

1 概要

北海道夕張市のような地方自治体の財政破綻を未然に防ぐため、平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」といいます。)が施行されました。

財政健全化法では、市の一般会計の決算だけでなく、市の全ての特別会計、一部事務組合(多摩川衛生組合、東京たま広域資源循環組合等)、第三セクター等(土地開発公社、府中文化振興財団等)の決算や借入金残高なども合わせて「地方公共団体の財政の健全性に関する比率」(以下「比率」といいます。)を算定し、地方公共団体の財政の健全性を見ることとしています。算定された比率は、監査委員の審査を受け、議会に報告した上で、公表することが義務付けられています。

算定された健全化判断比率のいずれかが財政の健全性の黄色信号を示す「早期健全化基準」以上の場合には、財政健全化計画を策定するなどの改善努力が義務付けられています。さらに比率が悪化し「財政再生基準」以上の場合は、財政破綻とみなされ、国の関与が強まり、財政再生計画を策定するなどの改善努力が義務付けられています。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の策定が義務付けられています。

2 財政健全化法に係る比率

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等(一般会計、公共用地特別会計)を対象とした標準財政規模(市の一般的な歳入規模)に対する実質赤字額の割合。

イ 連結実質赤字比率

すべての会計(一般会計等、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、競走事業会計、下水道事業会計)を対象とした標準財政規模に対する実質赤字額の割合。

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(下水道事業会計・一部事務組合の元利償還金のうち一般会計等で負担すべき額、債務負担行為解消額の一部)の標準財政規模に占める割合。

エ 将来負担比率

標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の大きさ(一般会計等の借入金残高、債務負担行為に基づく支出予定額の一部、下水道事業会計・一部事務組合等の借入金残高のうち将来一般会計等で負担すべき額、現在在職している職員が一斉に退職した場合の退職手当負担見込額、市で設立した第三セクター等に対して将来市が負担すべき額など)を示す割合。

(2) 資金不足比率

公営企業(競走事業、下水道事業)ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合。

3 令和3年度決算等に基づく健全化判断比率

(1) 各比率の状況

(単位:%)

区 分	健全化判断比率				資金不足比率	
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	競走事業会計	下水道事業会計
令和3年度決算等に基づく比率	—	—	—	—	—	—
()内は参考値	(△8.22)	(△23.29)	3.2	(△81.8)	(△7.2)	(△22.3)
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0		
財政再生基準	20.00	30.00	35.0			
経営健全化基準					0.0	20.0
【参考】府中市における基準	0.00	0.00	8.0	35.0		
【参考】令和2年度決算等に基づく比率	—	—	—	—	—	—
()内は参考値	(△6.80)	(△19.42)	3.0	(△70.9)	(△6.3)	(△14.2)
【参考】令和元年度決算等に基づく比率	—	—	—	—	—	—
()内は参考値	(△4.59)	(△13.64)	2.7	(△69.4)	(△5.6)	(△13.4)

※資金不足比率は「経営健全化基準」が「早期健全化基準」に相当するものとして定められています。

※黒字になりますと、比率は算定されず「—」の表記となります。

※()内は計算により算出された参考数値で、マイナスの値は黒字の割合、将来負担に対する余裕の程度を示しています。

ア. 健全化判断比率

- ①実質赤字比率 一般会計等に赤字額はありませので、比率は算定されませ。
- ②連結実質赤字比率 すべての会計で見ても、赤字額はありませので、比率は算定されませ。
- ③実質公債費比率 令和元～3年度の3か年平均で「3.2%」となります。
早期健全化基準は25.0%ですが、18.0%を超えませと、起債を借入するに当たり、国の許可が必要となるなどの制限が掛かりませ。
令和3年度決算は現在算定中ですので、令和2年度決算で見ませと、全国平均では「5.7%」、東京都26市平均では「1.0%」となっ
てませ。
- ④将来負担比率 早期健全化基準は350.0%となってませますが、計算上の将来負担見込額はありませので、比率は算定されませ。ただし、
今後、起債の借入残高が増加したり、基金の残高が減少する、と、算定される可能性が有ませ。
令和2年度決算で見ませと、全国平均では「24.9%」東京都26市平均では「20.2%」となってませ。

イ. 資金不足比率 競走事業、下水道事業に資金不足額が有ませので、比率は算定されませ。

(2)各比率の算定方法
ア.健全化判断比率
①実質赤字比率

令和3年度決算では一般会計等に赤字額はありませので、比率は算定されませ。黒字額をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は、前年度と比較して、決算剰余金の額が増加したことから下がっています。

算定式	$\frac{\text{実質赤字額(ア+イ)}}{\text{標準財政規模(ケ)}} = \frac{\Delta 4,426,383}{53,804,102} =$	参考値	2年度【参考】
		△ 8.22	△ 6.80

②連結実質赤字比率 すべての会計を見ても、赤字額があらませので、比率は算定されませ。黒字額をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は、前年度と比較して、決算剰余金の額が増加したことから下がっています。

算定式	$\frac{\text{連結実質赤字額(ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク)}}{\text{標準財政規模(ケ)}} = \frac{\Delta 12,532,799}{53,804,102} =$	参考値	2年度【参考】
		△ 23.29	△ 19.42

全会計の決算額

(単位:千円)

	歳入総額(A)	歳出総額(B)	繰越財源(C)	令和3年度 差引額【(B)-(A)+(C)】	令和2年度
一般会計	140,927,595	136,521,352	76,478	ア △ 4,329,765	△ 3,630,595
公共用地特別会計	1,437,135	1,340,517		イ △ 96,618	△ 202,143
一般会計等【実質赤字額】(ア+イ)				サ △ 4,426,383	△ 3,832,738
実質赤字比率(サ/ケ) 【参考値】				△ 8.22	△ 6.80
国民健康保険特別会計	23,780,325	23,591,684		ウ △ 188,641	△ 166,348
介護保険特別会計	19,652,405	18,812,206		エ △ 840,199	△ 1,104,027
後期高齢者医療特別会計	5,460,757	5,438,315		オ △ 22,442	△ 2,002
	流動資産額(A)	流動負債額(B)	繰越財源(C)	令和3年度 差引額【(B)-(A)+(C)】	令和2年度
競走事業会計	9,125,143	2,696,313		カ △ 6,428,830	△ 5,420,051
下水道事業会計	1,394,603	768,299		キ △ 626,304	△ 411,278
全会計【連結実質赤字額】(ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ)				シ △ 12,532,799	△ 10,936,444
連結実質赤字比率(シ/ケ) 【参考値】				△ 23.29	△ 19.42
標準財政規模				ク 53,804,102	56,311,257

※全ての会計で歳出と歳入及び流動負債(控除企業債等を除く)と流動資産の差引額がマイナスですので、赤字額はありませ。

(赤字額がある場合はプラス表記になります。)

※黒字額をマイナスで表記した場合の参考値を記載しています。

③ 実質公債費比率

令和3年度においては、実質公債費比率算定の際に分子となる、公債費に準ずる債務負担行為に係る経費が増加したことなどにより、単年度の比率は増加しており、令和元年度から3年度の3か年平均でも、昨年度から0.2ポイント増加し3.2%となっており、財政健全化計画を策定する必要となる早期健全化基準は25.0%であるため、大幅に下回っています。

算定式
$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金})(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(\text{オ} + \text{ク} + \text{ケ})}{\text{標準財政規模}(\text{カ} + \text{キ}) - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}(\text{ク} + \text{ケ})}$$
 の3か年平均

(単位:千円)

	ア	イ	ウ	エ	オ	【分子】 (ア+イ+ウ+エ) -(オ+ク+ケ)	【分母】 (カ+キ) -(ク+ケ)
	元利償還金(借入金返済)	下水道事業会計の借入金返済に充当したと認められる繰入金	一部事務組合等(東京たま広域資源循環組合等)の借入金返済に充当したと認められる負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(PFI整備事業費、用地取得に係るものなど)	特定財源の額(市営住宅使用料、都市計画税など)		
平成30年度	4,135,877	265,981	100,558	1,031,153	1,331,753	1,704,304	52,289,904
令和元年度	4,036,426	256,844	101,928	691,405	1,413,642	1,402,272	52,710,188
令和2年度	3,969,492	348,448	68,466	862,844	1,431,214	1,697,159	54,190,380
令和3年度	3,766,417	340,044	44,251	1,153,749	1,368,025	1,976,176	51,843,842
	カ	キ	ク	ケ		【3年度】実質公債費比率(3か年平均)	【2年度】(3か年平均)
	標準税収入額等	臨時財政対策債発行可能額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	実質公債費比率(単年度)		
平成30年度	54,787,416	0	193,656	2,303,856	3.25934	3.2	3.0
令和元年度	54,980,877	0	204,747	2,065,942	2.66034		
令和2年度	56,311,257	0	204,919	1,915,958	3.13185		
令和3年度	53,804,102	0	200,511	1,759,749	3.81179		

※ク、ケは地方交付税算定上の数値であり、計算式の分母、分子から控除されます。

④将来負担比率

市の借入金残高以外に、債務負担行為に基づく支出予定額、下水道事業会計の借入金返済に対して将来負担すべき額、一部事務組合等の借入金返済に対して将来市が負担すべき額、現在在職している職員が一斉に退職した場合の退職手当などの将来負担見込額があります。一方、保有している基金、将来歳入が見込める財源、地方交付税の算定上算入が見込まれる金額が、計算上、将来負担見込額から控除されるため、令和3年度の算定では将来負担見込額はマイナスとなり比率は算定されません。

将来負担のマイナス分を表記した場合の参考値としての比率は△81.8%となり、前年度との比較では、充当可能基金の増加や地方債現在高の減少などに伴い、指数としては下がっています。

$$\text{算定式} \quad \frac{\text{将来負担額(ア+イ+ウ+エ+オ+カ)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})(キ+ク+ケ)}{\text{標準財政規模(コ)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(サ)}$$

(単位:千円)

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ			
	地方債(借入金)の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額 (市民会館・中央図書館複合施設PFI整備事業費、用地取得に係るものなど)	下水道事業会計の借入金返済に今後充当すると考えられる繰入金	一部事務組合等(東京たま広域資源循環組合等)の借入金返済に今後充当すると考えられる負担金	退職手当負担見込額	設立法人(土地開発公社、府中市文化振興財団等)の負債額等負担見込額	将来負担額 (ア+イ+ウ+エ+オ+カ)		
令和2年度	38,539,226	2,365,127	3,595,312	448,534	8,370,351	0	53,318,550		
令和3年度	37,541,514	1,232,491	4,229,709	407,054	8,622,074	0	52,032,842		
	キ	ク	ケ	コ		サ	【分母】 コ - サ	将来負担比率 【参考値】	
	充当可能基金 (競走事業運営調整基金、下水道施設改築基金、介護保険給付費等準備基金などを除く)	充当可能特定歳入 (都市計画税、市営住宅使用料の一部、土地開発公社に対する貸付金の償還金など)	基準財政需要額算入見込額	【分子】 将来負担額 -(キ+ク+ケ)		標準財政規模	算入公債費等の額		
令和2年度	62,729,735	16,505,677	12,535,384	△ 38,452,246		56,311,257	2,120,877	54,190,380	△ 70.9
令和3年度	67,757,361	15,891,365	10,820,201	△ 42,436,085		53,804,102	1,960,260	51,843,842	△ 81.8

※ケ、サは地方交付税算定上の数値であり、計算式の分母からサが、分子からケが控除されます。

イ. 資金不足比率

令和3年度決算において、競走事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がありませんので、比率は算定されません。

【競走事業会計】

算定式

$$\frac{\text{資金不足額 (△6,428,830千円)}}{\text{事業の規模 (88,444,896千円)}}$$

=

参考値	2年度【参考】
△ 7.2	△ 6.3

「事業の規模」は、開催収益、場間場外発売事務受託収益、その他営業収益の合計になります。

(単位:千円)

年度	流動負債額(A)	流動資産額(B)	差引額(A)－ (B)	事業の規模	資金不足比率
令和元年度	2,343,475	6,373,091	△ 4,029,616	70,898,254	△ 5.6
令和2年度	2,688,677	8,108,728	△ 5,420,051	84,808,478	△ 6.3
令和3年度	2,696,313	9,125,143	△ 6,428,830	88,444,896	△ 7.2

※流動負債(控除企業債等を除く)と流動資産の差引額がマイナスですので、赤字額はありません。(赤字額がある場合はプラス表記になります。)

【下水道事業会計】

算定式

$$\frac{\text{資金不足額 (△768,299千円)}}{\text{事業の規模 (2,803,810千円)}}$$

=

参考値	2年度【参考】
△ 22.3	△ 14.2

「事業の規模」は、下水道使用料、一般会計からの負担金の一部、その他営業収益の合計になります。

(単位:千円)

年度	流動負債額(A)	流動資産額(B)	差引額(A)－ (B)	事業の規模	資金不足比率
令和2年度	606,073	1,017,351	△ 411,278	2,878,810	△ 14.2
令和3年度	768,299	1,394,603	△ 626,304	2,803,810	△ 22.3

※流動負債(控除企業債等を除く)と流動資産の差引額がマイナスですので、赤字額はありません。(赤字額がある場合はプラス表記になります。)

※企業会計に移行した令和2年度からの2か年を記載しています。

(参考) 健全化判断比率等の対象図

